

地元産品活用促進業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 背景・目的

本市は、県庁所在地でありながら、周囲に広大な農地を有し、また幅広い農産物を産するという特徴がある一方で、農産品等の販売戦略の弱さや稲作への偏重、担い手不足等の課題がある。

こうした課題に取り組むため、農産品等の価値向上や、農業のイメージアップを目的として、平成28年度に秋田市農業ブランド確立総合戦略を策定し、ブランドネーム「農家のパーティ」を旗印に、本市農業の活性化に資する取組を行ってきたところである。

こうした経緯を踏まえ、市内産農産物等を積極的に取り扱う飲食店および小売店を「秋田市地産地消推進店」として認定し、キャンペーン等の実施や広報宣伝等を行うことにより、安全・安心な市内産農産物等の魅力をPRし、本市産品の消費・活用拡大と認知度向上を図るため、本事業を実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

地元産品活用促進業務委託

(2) 業務内容

別添「地元産品活用促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月26日（金）までとする。

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、3,499,100円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。なお、各業務の専門的知識や経験のある事業者等と協力体制を構築し、企画提案の分野で連携することも可とする。
- (2) 過去5年間に、ブランド化や販売促進・商品PR等に関する業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

4 参加表明書の作成要領

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- ウ 業務実績書（様式2）
- エ 誓約書（様式3）
- オ 協力事業者の名称等（様式4）
- カ 完納証明書（市税に未納がない証明書）

(2) 資料記載上の留意事項

(1)のウで業務実績を記載した場合は、それを証する契約書等の写しを添付すること。

5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和2年7月21日（火）午後5時
- (2) 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部産業企画課
TEL018-888-5724 Fax018-888-5723
E-mail : ro-agmn@city.akita.akita.jp
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。郵送の場合は、必ず電話にて受領を確認すること。

6 企画提案書の提出者の選定

(1) 3に定める参加資格を満たした上で参加表明書を提出した者は、企画提案書の提出者として直ちに提案書作成に取り組むものとする。ただし、参加表明書を提出したものが5者を超えた場合は、書類審査を行い、概ね5者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定された者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請する一方、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。(7月22日(水)までの予定)

(3) 非選定理由の説明

上記(2)のうち、選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(ただし休日を除く。)以内に、次のア～ウに定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。

イ 提出場所 5(2)に同じ

ウ 受付時間 午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時まで

(4) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和2年7月27日(月)午後5時

(2) 提出場所 5(2)に同じ

(3) 提出部数 正本1部、副本10部とする。

(4) 提出方法 5(4)に同じ

8 企画提案書等の作成要領

企画提案書等の提出書類は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。提出書類はファイリング・製本等はせず、複数ページにわたるものは、左上1箇所をホチキス止めとすること。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、参加表明書提出時に通知するプレゼンテーション用の呼称を記載し、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な会社名や記号等)を行わないこと。

(1) 企画提案書

企画提案書は、仕様書に記載された業務を行うにあたっての視点やコンセ

プト、手法、方向性などを記載するものとする。なお、様式5については、正本のみに添付すること。

作成に当たっては様式自由、ただしA4版縦、文字サイズ12ポイント以上とし、両面使用とする。

(2) 工程表（様式自由、ただしA4版とする。）

仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記すこと。

(3) 業務実施体制（様式自由）

業務の実施体制を図示し、編成の考え方や特色を記載すること。

(4) 配置予定者の経歴および実績（様式6）

(5) 業務参考見積（様式自由、ただしA4版とする。）

仕様書により、業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるように見積もること。また、金額は税抜きとし、税込み額を括弧書きすること。

(6) 不明な点がある場合の質問書（様式7）

質問書の提出は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとし、提出期限は、令和2年7月17日（金）午後5時までとする。

提出された質問に対する回答は、提出期限の翌日から起算して3日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、秋田市産業振興部産業企画課ホームページにて公表する。

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/index.html>)

9 企画提案のプレゼンテーション審査

次により企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施する。日時、開始時間等詳細については、参加表明書の提出期限後に改めて通知する。

(1) 日 時 令和2年7月29日（水）を予定（後日通知）

(2) 会 場 秋田市役所内会議室を予定（後日通知）

(3) 出席者 主たる担当者が中心となって、プレゼンテーションおよび質疑応答を行うものとする。

(4) 注意事項 プレゼンテーションにあたっては、提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと（質疑応答を除く。）。なお、当日の追加資料の提出は認めない。

(5) その他 プレゼンテーション30分程度以内、質疑応答15分程度以内とする（パワーポイント等スライドによる説明が望ましい。）。その際、プレゼンテーションに使用するプロジェクター（パソコン出力：ミニD-Sub15pin、RCA、S端子）、スクリーンおよび電源は、本市が用意する。

10 企画提案の特定

委員会における審査を経て、本業務について最も適切なものを特定する。

(1) 企画提案等の評価

参加表明書、企画提案書およびプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の各項目について総合的に行う。

- ア 提案事業者の業務実績と成果
- イ 業務の実施体制および配置予定者の実績、経験等
- ウ 企画提案、プレゼンテーションの内容
- エ 業務経費

(2) 企画提案書等の評価項目および配点

評価項目および配点は、別表1のとおりとする。

(3) 特定結果の通知および公表

特定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しても、書面によりその旨を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、別表1の評価項目ごとの平均評価点数を公表する。

(4) 非特定理由の説明

上記(3)のうち、特定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非特定理由について説明を求めることができる。

- ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。
- イ 提出場所 5(2)に同じ
- ウ 受付時間 午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時まで

(5) 非特定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行う。

11 契約の締結

10により特定された企画提案書の提出者は、本市と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

13 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性および透明性、客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。